

## ひまわり通信 NO1513 号

一般社団法人 ひまわり相続相談室



相続士・家族信託コーディネーター 酒井俊雄  
日本相続士協会登録 551003  
一社) 家族信託普及協会員

平成 30 年 4 月 10 日

### 平成 29 年度の確定申告を終えて

今年も税理士法人堀口会計の協力を得てオーナー様の申告を終えることができました。アパート・マンションの不動産所得については、低金利のため家賃の値下げや、修繕費の増加があっても、耐えることができたような気がします。もともと相続税対策として建築されたオーナー様は、当初より採算性は重要視されておらず、築後 10 年、15 年経過して、借入金の減少と収益の蓄積で、結果的に相続財産が増加することになっているケースがあります。基礎控除も当初より減額され、相続税額が増えることになりました。しかしながら多額の固定資産税を支払うため、アパート経営を続けている現実と、今後相続人にどのように、引き継いでいくかが、問題となってくるでしょう。

### \*相続放棄について

相続の放棄とは、相続人が相続を拒否することです。放棄をするということはプラスの財産を承継しないばかりではなく、負債についても責を逃れられることになります。

### \*0 の財産の相続

遺言がなく財産分けを相続人による分割協議によっておこない、相続人全員の総

意による分割協議では、財産を相続する意志がないにもかかわらず、後日財産（債務）が発見された場合、新たに分割協議をすることになり、負債の場合はその責を逃れることはできません。

### 福祉型信託の活用

財産管理に影響し得る「精神の障害」

#### \*認知症

認知症とは、脳の変性疾患（原因不明だが神経細胞が徐々に障害を受け死んでしまうもの）によって記憶や思考、社会行動などの認知機能が進行性に低下していく状態を指します。

#### \*知的障害・発達障害

知的障害とは発達期（おおむね 18 歳まで）に明らかとなる全体的な知的水準に寄与する能力（認知、言語、運動、社会的能力）の障害を指します。

#### \*総合失調症・気分障害

総合失調症や気分障害は、引きこもりや金銭管理ができない浪費癖などとみなされてしまい、治療になかなかつながらないことがあります。

以上財産管理に特に影響し得る代表的な精神障害です。成年後見制度との関係を理解しながら信託活用を考えることができます。

+++++++  
家族信託のご相談を承っております。  
相談のみは無料です。お気軽に連絡してください。

一般社団法人 ひまわり相続相談室

Tel/fax 075-802-0215